

## 公共サインガイドラインに係る調査集計結果

Q1	平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までに、公共サインを作成しましたか。
A1	① 作成した <b>3 件</b> ② 作成していない <b>5 件</b> (②を選択の場合は Q9 へ進んでください) ⇒(観光課・都市整備課・生涯学習課)
Q2	作成した公共サインは、ガイドラインで定義づけられている公共サインの種類のうち、どの種類をいくつ作成しましたか。
A2	①案内看板 <b>33 枚</b> ②解説看板 <b>10 枚</b> ③誘導看板 <b>7 枚</b> ④位置看板 枚 ⑤注意看板 枚
Q3	ガイドラインでは、公共サインの色彩や書体など様々な整備基準を示していますが、作成した公共サインは、それに準じて作成したものでですか。
A3	①概ね準じて作成した <b>3 件</b> ②色彩や書体など一つでも準じて作成した <b>1 件</b> ③準じてない
Q4	Q3 で①及び②と回答した方に質問です。 どの整備基準について、ガイドラインに準じて作成しましたか。
A4	①書体 ②文字の大きさ ③色彩 ④町章及び町名の表示 ⑤表示面の大きさ・高さ ⑦表記 ⑧構造 ⑨配置
Q6	公共サインを作成した際に、何に一番注意して作成しましたか。
A6	・自然公園法の規定 ・利用者(サインを見る側)に伝わりやすい内容やデザインになるよう注意した。 ・解説の内容
Q7	ガイドラインを運用した成果について記入してください。
A7	・統一性を図ることができた。 ・放置車両を撤去する旨のサインを設置するにあたり、ガイドラインで定める色彩を利用し明度差を付けた。結果、放置車両が激減したので的確に周知することができたと思われる。 ・今回の改修は、板面の交換のみであったため、本体部分の構造や材質、サインの配置に対して配慮することができなかった。
Q8	ガイドラインを運用する上での課題について記入してください。
A8	・ジオパークの看板等においては、地図や写真を使用しているため、看板全体を茶系に統一していくのは難しい。⇒枠組み等のフレームは、茶系にし、公共サインに準拠したいと思う。 ・手書きで作成する看板が多いため、厳密な反映は難しい。 ・設置する内容や場所等により、ガイドラインで示す全ての基準を満たすことが難しい。 ・新規工事・施設整備等の場面及び設計段階において、コンサル等に具体的に指示できる資料があればよいと思われる。(A4 判の文言と凡例集:A4 で 4~5 枚程度多くても) ・表記について、原則 2ヶ国語表記となっているが、解説版の場合、英文表記は困難であることが多いのでは、と感じられた。
Q9	公共サインガイドラインに対する全般的な意見を記入してください。
A9	・町内で一部、ガイドラインに沿っていない看板も依然として見られる。 ・ジオパークの案内板(調査対象外)については、都市整備課職員も検討会に参加し協議したので、公共サインガイドラインに準拠した看板の作成ができた。 ・まだ内容を把握しきれていないため、ガイドラインに則していない面もあるため、今後はより気を付けてサインの作成にあたりたい。

小室翠雲の別荘跡



施工前



完成



施工中



山崎古戦場

施工前



完成



施工中





旭日橋跡

施工前

---

---

---

---

---

---

---

---



完成

---

---

---

---

---

---

---

---



施工中

---

---

---

---

---

---

---

---



万年橋跡

施工前



完成



施工中

解説板 新田塚



施工前



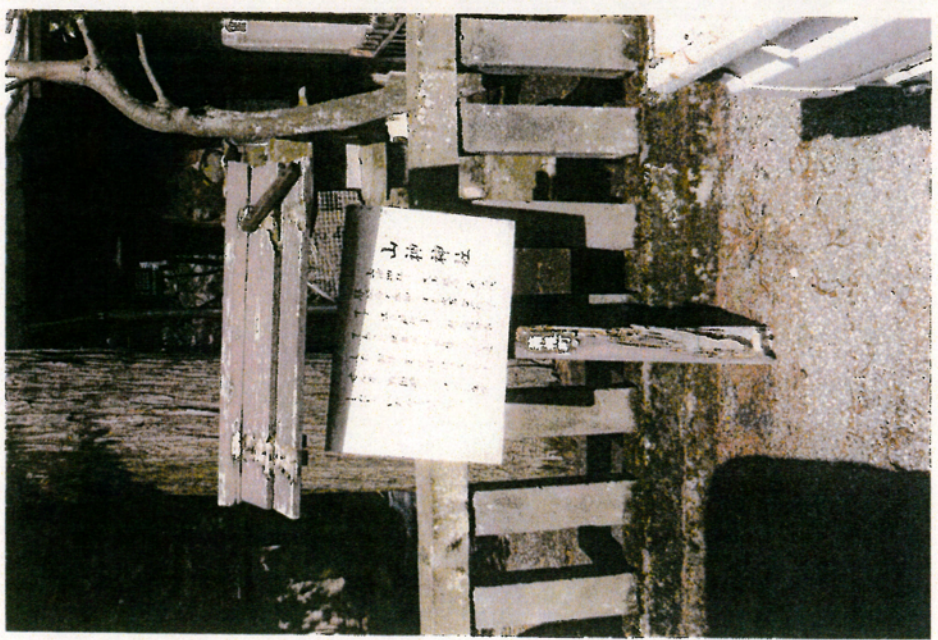
完成



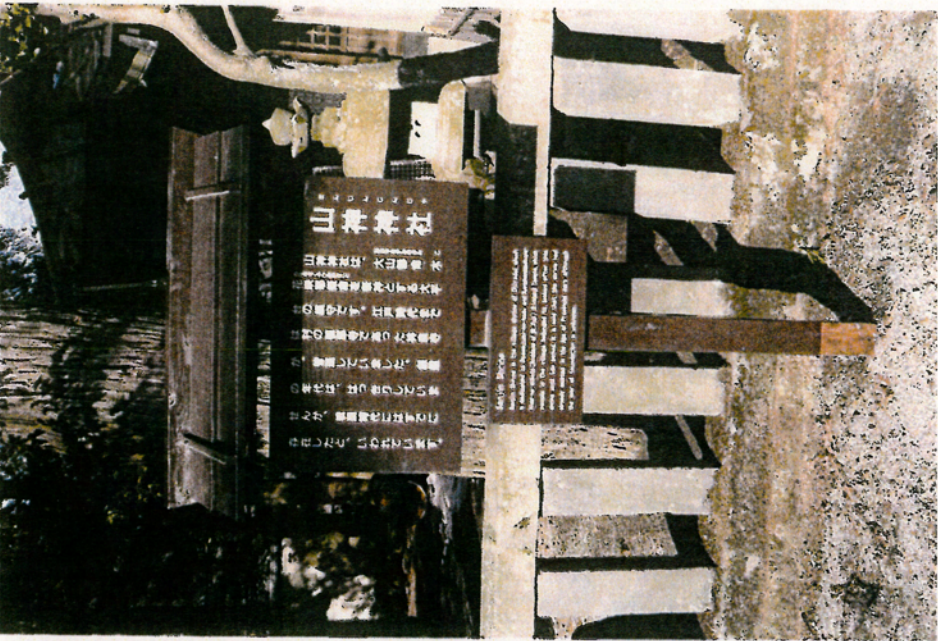
作業状況

人力床掘

現状



完成





1

湯坂路コース(芦之切～湯本) No.776

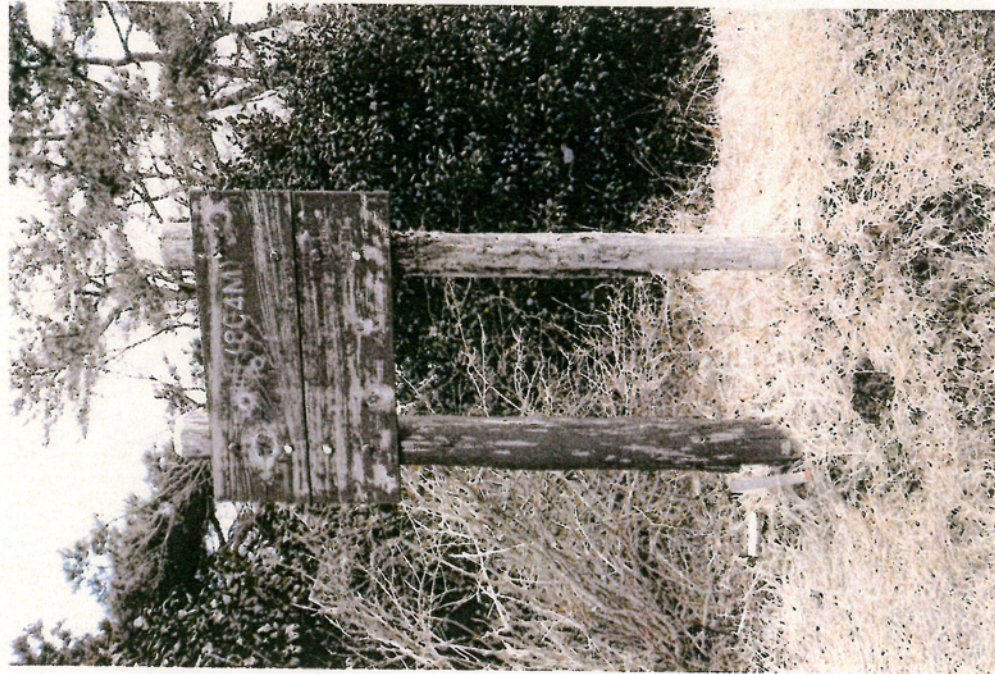
現状



完成



現状



完成



現状



完成



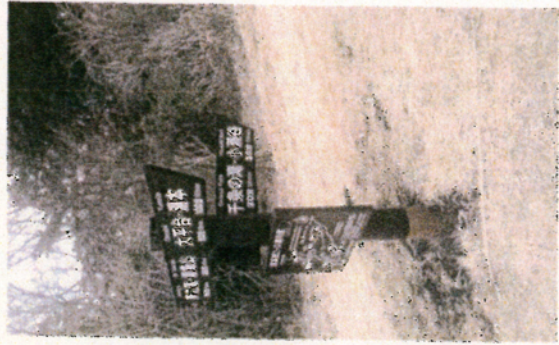
# 3

## 湯坂路コース(芦之湯～湯本)No.779

現状



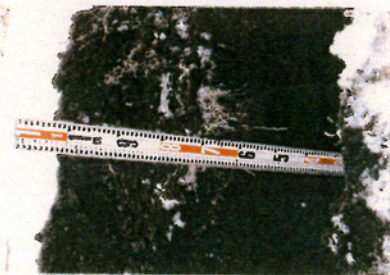
完成



現状



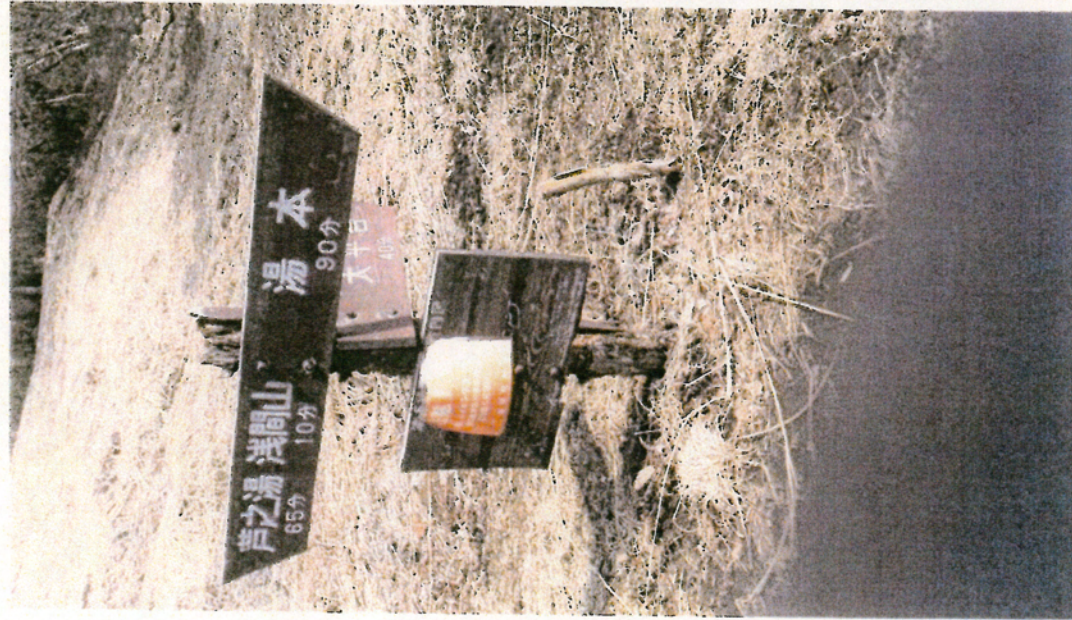
完成



6

湯坂路コース(芦之湯～湯本)No.783

現状



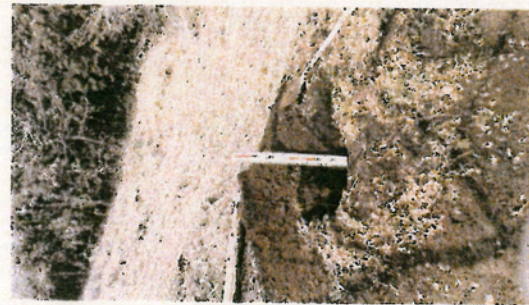
完成



7

湯坂路コース(芦之湯～湯本) No.785

現状



完成



現状



完成





現状



完成



# お知らせ

この水道は、冬季の期

間中 (平成26年3月下旬まで)

閉鎖いたします。

ご迷惑をおかけ致しますが、ご承知おきください。

(都市整備課)

# お知らせ

このトイレは、冬季の

期間中 (平成26年3月下旬まで)

閉鎖いたします。

ご迷惑をおかけ致しますが、ご承知おきください。

(都市整備課)

# 自転車所有者の方へ

先日、この園に~~置~~放置されていた~~の~~移動させていただきました。

~~置~~、町で保管させていただいております~~の~~、下記~~連~~絡先に連絡をください。

また、こ~~の~~ま~~置~~いられない場合は、こちらで処分をさせて頂くこととなります。

移動日 平成25年10月4日

(公園管理者 箱根町 都市整備課 )

連絡先 : 85-9566 都市計画係



(放置されていた~~置~~)

# 車両を撤去しました

- ◎この場所に駐車してあった自転車、原動機付き自転車は、通行の妨げとなるため、10月30日に撤去しました。
- ◎撤去した車両は箱根町にて保管しておりますので、心当たりのある方は下記へご連絡ください。
- ◎なお、保管期間が6か月を過ぎましたら自転車は処分させていただきます。

箱根町役場 都市整備課 道路管理係

☎0460-85-8600

# 車両を撤去します

- ◎この場所での駐車は、通行の妨げとなるため、速やかに移動させてください。
- ◎10月30日までに移動が確認できない場合は、撤去し、箱根町にて保管しますので、下記へご連絡ください。
- ◎なお、保管期間が6か月を過ぎましたら自転車は処分させていただきます。

箱根町役場 都市整備課 道路管理係  
☎0460-85-8600

